

1 介護保険の対象となるか検討する

※介護保険の該当・非該当は年齢や性別などで異なります

対象

非対象

介護保険の適用

医療保険の適用

STEP 1 介護保険の申請

STEP 2 要介護・要支援認定

非該当

要支援1・2の方

- ・介護予防サービスで訪問看護を受けます
- ・地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成します

要介護1～5の方

- ・居宅サービスで訪問看護を受けます
- ・介護支援専門員がケアプランを作成します

■40歳未満

難病、がん、小児疾患、精神疾患など医師が必要と認めた人

■40歳以上65歳未満

- ・40歳未満と同様
- ・介護保険の特定疾病に該当しないこと（がん末期を除く）

■65歳以上

介護保険の要介護・要支援認定を受けていない人で訪問看護が必要な人

要介護・要支援認定を受けている場合でも、退院直後や病状の急性増悪期、精神疾患、がん末期や難病の場合は医療保険で訪問看護を受けることができます

2 主治医による「訪問看護指示書」の発行

3 訪問看護ステーションと契約

4 訪問看護計画に基づいた訪問看護の開始